

岩手県告示第67号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和元年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市藪川地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年6月10日から同年8月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）